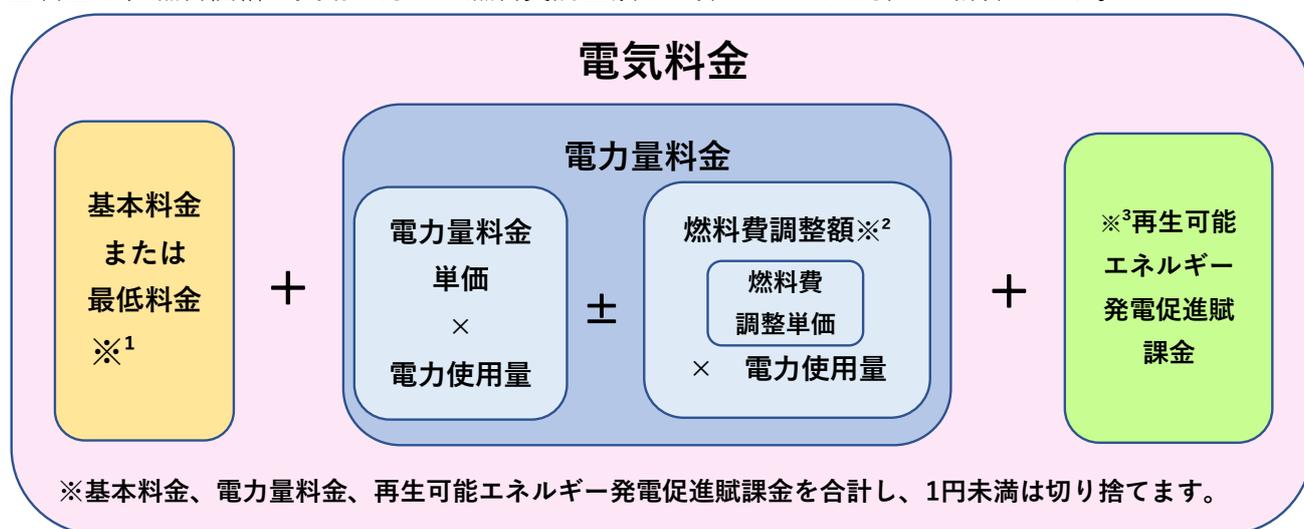


ダイワハウスでんき 電気料金の計算方法

月々の電気料金は、契約の大きさによって決められる基本料金（または最低料金）と電力使用量によって計算される電力量料金の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとなります。電力量料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差引して計算します。



※¹ 最低料金

関西エリア・中国エリア・四国エリアの従量電灯A、は最低料金が適用され、一律の料金がかかります。

※² 燃料費調整額

燃料費調整単価に電力使用量で乗じた金額

燃料費調整単価

火力燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。

※³ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギーの買取りに要する費用は、全国一律の単価により、電気のご使用量に応じた賦課金として、電気をお使いになるお客さまにご負担いただいております。

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該年度において電力会社等にご買取費用等に応じて交付される交付金の見込額と電力会社等の想定供給電力量等をもとに、国が定めます。

電気料金の算定期間

初回の算定期間は、承り書に記載の使用開始日から初回の検針日の前日までの期間となります。

以降は、前回の検針日から今回の検針日前日までの期間を1か月とし、料金を計算します。

また、検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回るまたは下回る場合は、日割り計算を行います。